

「百姓成立」

その成立と展開、そして崩壊

はじめに

思想家柄谷行人は、国家の成立を「一つの共同体が他の共同体を『略取』するシステムとしてとらえ、『略取を継続的に行うために』『再分配』がなされ」、公共政策をとることで、「公共的な」権力であるかのようにふるまうと、記している。このような指摘は、「武士」を中心とする領主階級（Ⅱ「公儀」システム）が、「村」同士の争いを鎮め、灌漑や新田開発などの耕地の開発につとめ、不作や自然災害には「救い米」などの社会福祉をこつと「百姓成立」を維持することで、自らを「公共的」権力といった装いをもつて被支配階級に臨んだ姿とだぶつく。そして「公共性」を議することで「生かさぬよう、殺さぬよう」「略取」を「継続的」におこなうシステム、これが「百姓成立」政策である。

しかし、このように考えるならば、この政策は、領主階級（「公儀」システム）は、高持百姓が形成する「村」と「百姓」経営を保護しなければならぬという「公共的」役割を、「社会契約」として受け入れることでもある。被治者である「百姓」「農民側も、こうした政策を「仁政」として受け入れつつ、「村役人」層を中心に主体的に自らの生活・生産の場を維持しようとする。こうしたところに「百姓成立」が生まれたといえる。

「袋」を積み重ねた近世身分社会

松沢裕作は近世の身分制は、士農工商というピラミッド型ではなく、「人間が、幾つかの『袋』にまとめられ、その『袋』の積み重ねによって一つの社会ができていく」というイメージでとらえる視点を示している。その『袋』は社会集団である。その部分をまとめてみる。

百姓身分は「村」という集団に所属し、幕藩領主から「村」単位で把握される。そのあらわれが村請制である。百姓から領主に納められる年貢は村を単位として賦課され、村が責任を負って年貢納入を請け負う」とし、江戸時代は「村」という『袋』が全国でおよそ七万存在していた。町人身分や職人身分は道路を挟んだ両側の町並みからなる『町』という『袋』に、武士も「仕える主君」ごとにそれぞれの集団Ⅱ『袋』をつくっていた。そして、「一人一人の人間が身分的な集団という『袋』にまとめられ、支配者から集団を通じて賦課される『役』を果たす。これが近世身分社会の基本的構造である。」（松沢裕作「自由民権運動」）

さらに、身分集団という「袋」はさらに家名・家業・家職からなる『家』という「小『袋』」からなっていたと考えられる。

支配層が支配を貫徹し、それぞれの身分に即した『役』を賦課するためには、それぞれの人間が『家』という『袋』に、『家』が『村』や『町』などの『袋』に安定して入っていることが重要である。農村において家『を安定的に』『村』に包摂、その破たんを防こうとする取り組みが「百姓成立」である。

「村」の「自力救済」と疑似「主権国家」としての大名領国制

「百姓成立」は、中世の様々なレベルの紛争を終結させ、封建領主による階級的統一支配Ⅱ「公儀」権力を打ち立てた「天下統一」を前提として成立する。中世後期、「村」は用水や入会、境界などをめぐって隣接した村との抗争を繰

り返していた。各村は、暴力による「争論」の解決（自力救済）を余儀なくされ「万人が万人の狼」ともいえる状態におかれていた。各「村」は「争論」に勝利するため、同盟協力関係を構築する。「敵の村」との対立関係にある「村むら」、地域や周辺を統治する「武家」、「莊園領主」、こうした諸勢力をまきこみ、ときには武力で、ときには権威にすがって、有利な立場を得ようとして、こうした争論と複雑に結びつく協力・同盟関係が、戦国期Ⅱ中世後期の混乱の背景となっていた。

戦国大名はこうした状態から生まれた「リバイアサン」である。戦国大名は、自らの実力によって、領内の領主たちを屈服させ、領内に一元的な支配を及ぼすことができる強力な権力をうちたてることで「万人が万人の狼」という状態を、自らの軍事力と権威によって調停しうる力を得たのである。応仁の乱以降の將軍・天皇を中心とした日本という「帝国」中枢部の弱体化を背景に、領域内において絶対的権力を保持する近代「主権国家」と見がまう大名領国を形成したのである。しかしこの「国家」は、近代主権国家が個人又は「家」を直接掌握するのと異なり、「村」Ⅱ共同体を単位として掌握する「Ⅱ帝国」として疑似「主権国家」である。

「主権国家」は「伝染する」。いったん形成された疑似「主権国家」Ⅱ戦国大名は周囲の領主権力の疑似「主権国家」化Ⅱ戦国大名化を強要、疑似「主権国家」同士が同盟と抗争を繰り返す。「ウエストフリア体制」的秩序が形成され、勢力均衡システムが発動される。突出した武力と経済力を維持した「戦国大名」織田信長に対する將軍足利義昭が構築した反信長包囲網などは、ルイ十四世あるいはナポレオンに対するヨーロッパ諸国の反仏同盟を髣髴させるものである。ルイ十四世は「帝国」復活に失敗するが、織田信長とその後継者豊臣秀吉は「帝国」復活に成功する。

主権国家形成期のヨーロッパにおける軍事的基盤は傭兵隊であったが、戦国大名の軍事的基盤は、在地領主（武士）であり、その支配下におかれた「村」

であった。戦争の恒常化のなか、「村」の住民たちは、武士（土豪）や足軽といった戦闘員とした、さらには人足として、従軍を迫られた。もし「村」が戦場となれば、村も田畑も百姓たちも、戦闘及び付随する「刈田狼藉」「乱取り」（人狩り）によって、財産や生命、人格の自由などを脅かされ「村」は破壊・荒廃させられる。しかし、戦争に参加した百姓たちも戦場においてはこうした略奪に参加し、地元では「落武者狩り」などで利益も得ていた。

天下統一と小「帝国」としての豊臣・徳川政権

ヨーロッパにおける「主権国家」間の対峙は、ウエストフリア条約によって主権国家体制として固定化されたが、戦国時代の日本では、秀吉の「天下統一」により、新たな「帝国」として、再編成された。秀吉は、圧倒的な軍事力と財力、さらに古代「帝国」の伝統をひきつぐ天皇の権威を背景に、「惣無事令」にはじまる一連の法令を発し、戦国大名同士の抗争を「私戦」として禁止、秀吉の裁定を受諾するか、「成敗」されるかを迫り、大名たちを屈服させた。大名間の争いは、「惣無事令」という私戦禁止令によって、「非合法」化される。

「豊臣政権の天下統一統の政策は、中世をたらぬく自力原則とそれに根ざす戦国大名の交戦権を否定し、戦争の原因たる領土紛争は豊臣の裁判権によって平和的に解決することを基調（惣無事令）としてすすめられた」（藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」）

このことは秀吉に屈服すれば、戦国大名の個別大名権が安堵され、豊臣政権を頂点とする「帝国」秩序のもとでの属国としての地位が保障されることでもあった。

こうして「惣無事令の体制」（豊臣平和令の体制）のもとに構築された「帝国」秩序において、上位権力としての天下人Ⅱ秀吉は、疑似「主権国家」であった大名の領域支配を「属国」として承認、さらに莊園制的な残存物たる寺社勢

力や貴族など権門もこの秩序の中に組み込んだ。そして、この秩序の下、私的な武力行使が禁止される。大名など「属国」や「神社」、さらには朝廷、公家すらが「石高」制という唯物論的（唯「米」物？）な原理の下に統一的・階層的に編成され、階級的統一支配Ⅱ「公儀」権力として整備される。

「帝国」的な枠組みのなかに、かつての疑似「主権国家」を「属国」（藩）として組み込んだ「帝国」は、後継政権である徳川政権のもとで「幕藩体制」として完成する。この「帝国」的な性格こそが、封建国家という地方分権の原理に立ちながらも、中央集権的であるという幕藩制国家Ⅱ徳川封建制国家の独自性を形作ったものである。

幕藩体制の中でかつての疑似「主権国家」の伝統を引き継ぎ「属国」を支配したといえる大名は、幕末期で約三十家（国持ち大名Ⅱ「国主」とそれに準じる大名Ⅱ準国主二十三家、これに御三家や有力譜代大名を加える）であり、東北、中国、四国、九州などに多く置かれた。こうした地域は「領国地域」として半独立国的な支配下に置かれ、最も有力な大名島津氏の領国は鎖国状態に近いと言われる。

しかし、こうした領国以外の土地はまったく様相を異にする。こうした「非領国地域」は最先進地域であった畿内・近国と幕府のお膝元である関東地方などが中心であり、そこには小規模な大名領や幕領・旗本領、さらには朝廷や公家領、神社領、有力大名の飛び地など各種の領主の所領がモザイク状に組み合わされ、複雑な領有関係の元に置かれていた。一村が複数の領主に分割支配された相級地も多く、村内には各領主に対応した複数の村役人がおかれていた。

こうした支配が可能であったのは、中世の錯綜した各レベルの領主たちが、天皇Ⅱ幕府Ⅱ大名旗本Ⅱ神社貴族Ⅱ一般武士といった統一的な支配体制、「公儀」体制のもとに再編成されて統一されたからである。それが組織的に百姓に對峙して年貢の「略取」を実現していたからである。さらに、「村」に所属する「百姓」、とくに村役人層が「村」の生産・生活の平和と安定、「百姓成立」のための

「仁政」を条件に、こうした支配に合意協力していたからである。

「自力救済」の放棄と近世「百姓」の成立

支配階級の再編成は、中世的な村のあり方も大きく変えた。

天正20(1592)年、摂津国鳴尾村と河原林村の間で用水をめぐる水論から周囲の村も巻き込んだ争いが発生、双方に死傷者が発生した。これにたいし、豊臣政権は用水についての訴訟を切り離し、喧嘩という行為を重視し「喧嘩両成敗」の原則に基づき、参加したそれぞれの村から一人ずつを磔（はりつけ）にして処刑した。それまでは一般的であった「村」の間での暴力の行使（「自力救済」が、「私闘」「喧嘩」であるとして厳刑に処されたのである。藤木久志は、それ以前に、村落の抗争にたいして私闘禁止にかかわる命令（「豊臣喧嘩停止令」）の存在を推測している。

このように「村」同士の「自力救済」原理による「解決」は厳禁され、紛争の解決は公儀システムによる訴訟に委譲される。天下統一がこうした「解決」方法の条件を整備したことで村々の「自力救済」が違法として禁じられたのである。

こうして、豊臣政権のもとに、領主同士、領主と百姓、村同士の抗争という中世的な「自力救済」という「私」的な解決は非合法化される。かわつて紛争は、「公儀」権力を分有する各レベルの権力によつて平和的に解決されるようになる。

「自力救済」という原則を捨てた「村」からは、「武士」の要素が排除され（「兵農分離」）、武器の使用は封印され（「刀狩り」）、公的支配と平和・秩序の維持は「町」に住む「武士」に委託される。

百姓たちは、武士の要素を失い、「農具さえもち、耕作を専らにし仕り（つかさ）そうらえば、子々孫々まで長久に候」という刀狩令の論理を受け入れ、「農耕専一」を原則とし、年貢をはじめとする様々な「役」を負担すると近世「百姓」の身

分を受容する。

「村」同士、村内の「家」同士など様々な在地における紛争は、より上位の「公儀」と結びついた「村役人」(↓「大庄屋」等)↓代官「勘定奉行等」↓大名等↓幕府とつづく「公儀」システムのなかで、合法的・平和的に処理され、解決される建前が生まれる。

「公儀」システムに付随する総体としての領主階級が、百姓身分をはじめとする被支配階級を保護し安寧と「家」や「村」の永続を保障することを自らの役割として引き受けることで、年貢や諸「役」を受け取るという「社会契約」構造となる。これが幕藩体制をささえる原理であった。

「百姓成立」政策の展開

こうして領主の側からの「百姓成立」にかかわる諸政策が展開される。豊臣政権の兵農分離政策は、農村から「武士」を引き離し、さらには商人や職人たちも移住させることで、農村は「農耕専一」の民として定義し直された。「百姓」が住む場所として再定義された。さらに全国規模で実施された太閤検地では、中間的な収奪者を排除し、耕作者である「小農民」を年貢負担者(「百姓」として定置することで、「村」は単婚小家族を基礎とする「小百姓」を基盤とする「近世村」になった。しかし「小百姓」の多くは、自立した農業経営者としては未熟であり、領主としても様々なサポートが必要であった。

こうして江戸前期には、大規模な土木工事が全国で実施され、用水路の整備や積極的な新田開発によって田畑は量的に拡大した。また「村切り」による「村」の適正規模への再編もすすめられた。田畑の売買や狭小化が問題になる「田畑永代売買の禁令」や「分地制限令」などをだして農民の没落を防ごうとした。

石高制という「米至上主義」をこる領主層は、百姓に過重とも思える米納年

貢を強いる一方、裏作の麦など雑穀は生活維持の作として課税せず、「稼ぎ」への課税も軽くして百姓の生活を保障した。また「畝引検見」を用いて、天災等にさいしての年貢負担の軽減制度を整備、「救米」の供与や「夫食貸し」という特別貸し出しなど非常時の対応も準備、百姓の経営破たんを減らすための政策をすすめた。よくいわれる「生かさぬよう、殺さぬよう」ということは百姓経営維持を重視する言葉ととらえるべきである。

さらに田畑勝手作りの禁にみられる商品作物栽培への規制や、寛政期を中心に次々と出された「触書」などによる農民の生活への事細かい介入なども、商品経済の流入や奢侈^{しょうぎ}によって「百姓成立」に支障が出ないためである。(こうした「触書」の集大成として「慶安の触書」があげられるが、実際に出されたものか、疑問視されている。しかし、その内容は寛永期を中心に出された「触書」を総括するような内容ではある)

こうした領主側の「百姓成立」にかかわる政策は、年貢徴収(「略取」)を確実にするとともに、百姓身分を保護しその永続を保障するという「社会契約」の一部としての「仁政」ととらえることができる。

「村」における「百姓成立」の扶助構造と質地小作の展開

しかし領主による諸政策は「百姓成立」の構造Ⅱ外枠をつくるものであり、現実の「百姓成立」は百姓らの共同体である「村」に任せられていた。

「村」は一方において、中世の「惣」の伝統を受け継ぐ百姓の自治組織Ⅱ共同体として、村に居住するさまさまな「家」とその構成員を保護する扶助構造を内包していた。他方において、領主階級の代理となつて、年貢の徴収・納入や様々な「役」の負担に応じ、領主の指示をも受けて「村」内や地域の治安維持活動を請け負い、最終的に「百姓成立」を実現するという「公儀」システムの末端に位置づけられ、支配階級の「略取」をささえていた。

こうした「公儀」システム末端としての最大の仕事は「村請制」として知られる年貢納入の仕組みである。各「村」は検地によって定められた村高と検見によって確定された年貢額を領主から通知され、持ち高にしたがって個々の百姓に割り振り、納入させ、それを一括して期日までに皆済することが求められた。

しかし、新たに「百姓」と求められた小百姓たちの経営は非常に危ういものであり、年貢の皆済のために、「村」は様々な仕組みで彼らを支えた。入会地や用水の共同管理・共同使用が認められ、「結い」などとよばれる労働力の相互提供、「牛組」などによる牛馬の共同保有など、経営と生活を扶助するシステムが存在した。一軒一軒の百姓の年貢などをサポートするため、数家族の年貢負担者をグループ化して代表して納めさせる分付組という制度をもっていた村などもある。

領主による連帯責任・相互監視制度としてネガティブにとらえられがちな五人組も、分付組や牛組といったそれ以前の農民同士の扶助システムを基盤にできたとも考えられ、扶助構造の一環という側面も持っていた。このように経営困難が年貢未進を招き、最終的には「つぶれ」となる百姓をなくすために、「村」内には多くのセーフティーネットが組み込まれていた。

近世農村形成期以来、年貢「未進」となる百姓は、つねに一定数存在した。「村請制」がある以上、こうした「未進」は原則として村内で処理せねばならない。こうして村役人を中心とする有力百姓による「未進」分の立替がおこなわれる。これは「未進」した百姓が有力百姓から借銭をおこなったことになる。

渡邊忠司の研究によると、大坂近郊の農村では、毎年年末になると様々な家財道具を大坂市内の質屋に持って行き借銭をし、年貢皆済、肥料代の補填など一年の決済をしていたことが明らかにされている。村役人など村内外の有力百姓や金貸しに田畑を質入れして、年貢の不足分や家計維持を行うことも行われた。質入れされた土地はしだいに有力農民や金貸しのものとなり、元も持ち主は小作となったり、土地を失うこともある。こうしたやりかたは「田畑永代

売買の禁」に反する行為と見なされそうではあるが、実際には広範に行われていた。

しかし質地の期限を大幅に過ぎ、子孫の世代となり、権利者が変更される場合であっても、元金を返済すれば田畑を取り返すことができるという「村」の暗黙のルール（無年季的質地割り戻し慣行）が明治初年まで、多くの地方で存在していた。田畑の質入れに対しては「村」の許可が必要であり、耕作している土地を交換する「割地」慣行が残る地域も広く見られる、入会地の共同保有・共同利用のように、「村」の土地の保有については「村」が深く関与しており、近代的土地所有とは大きく異なるものであった。

「百姓成立」の対象としての「村」と「農民」たち

「村」にはいくつかの顔がある。一つは検地帳に土地保有を記載された「高持百姓」の「家」の共同体である。渡辺尚志は農村における本来的な「百姓」を次のように定義する。

「土地を所有して自立した経営を営み、領主に對し年貢などの負担を果たし、村と領主双方から百姓と認められたものに与えられる身分誇稱」でした。（渡辺「百姓たちの幕末維新」）

家族と親族、さらに村と領主が認めた「家」共同体の長をさす身分である。他の構成員（家族）は「百姓女房」や「百姓倅」「百姓隠居」という身分となる。他方、高持百姓の寡婦は「〇〇後家」などと表記され、「百姓」扱いとされる。このような百姓が「寄合」で「村」の運営を決め、「年貢」や「役」を「持ち高」にしたがって配分負担する。

「高持百姓」とはいうものの、戦国の武士や地侍の系譜を引き、百石にも及ぶ持高があり村役人を世襲する大高持もいれば、自作の限界とされる五反五畝（大石久敬「地方凡例録」による）を下回り、田畑からの収入では農業経営を維

持できない小前百姓もいた。こうした小前百姓は、百姓の全体の1/2から3/3近くにもおぼる。

しかし、村を構成するのはこのような「高持百姓」の「家」だけではない。「無高」「水呑」といった小作や「賃稼ぎ」などによって生計をたてている農民の「家」がある。かれらは、年貢や「役」の負担は免れているが、原則として「村」政には参加できない。しかし「五人組」といった組織には参加し、「村役人」↓「寄合」といった「村」政の支配下に置かれ、「村」民として一定の役割を求められた。また有力百姓は「名子」「被官」などとよばれる隷属民をもちかえりこともあった。そして、それぞれの「家」には家族がいる。こうした総体が「百姓成立」の対象となる「村」であり、身分社会の積み重ねの基礎となる「袋」となっている。

「村」、とくにリーダーたる村役人はこうした「村」の住民の生活と生産に対して責任を負っていたのである。

いくつかの「村」は、「えた」身分の集落を「枝村」として付属させられていた。「えた」村の多くは実態として独立した「村」であり、領主からの直接的支配と「えた頭」の「家元」的支配を受ける一方、年貢や一般的な連絡などは「本村」を通して行われた。村の寺には僧侶がおり、神官がいる神社もあり、いずれも本山などの「家元」的支配の下におかれていた

身分社会の「袋」としての「村」はこのように多様な住民が居住し、多くの対立や矛盾を抱えた存在であった。こうした人々の生活を維持し、治安を安定させることも「村」の役割であった。

「村」の住民「たちはどのようにして生活を維持していたのか。

江戸時代の「村」を実態としてとらえると、このように領主層が想定したような「米納年貢を中心とする、農業専一の民である百姓」の共同体とはいえない。米作、さらには農耕だけでは生活を維持できない下層農民（持ち高の少ない小

前「百姓」や「無高」「水呑」などは「村」による様々な扶助構造によって保護されつつも、農耕以外の稼業にも従事して生活を維持していた。こうした実態としての「百姓成立」が維持されていたのである。

なお、持ち高では下層「百姓」や「無高」であるが、実際にはそうとはいえないケースがある。幕藩時代、「武士と町人・職人は都市に住み、農村は百姓の居住地」というのが建前となった。このため、漁村や山村の人々も、在郷町の商人も職人も、「百姓」として、ひとくくり処理された。これにより、本来なら、漁業や林業あるいは商業や手工業が本職で、農業を「稼ぎ」としてとらえるべき人々が、百姓は「農業専一」という建前から逆転した形でとらえられ、田畑の広さにしたがって「小高持」や「無高」として書類上、現れる。こうした矛盾は村請制という枠組みにより村内で解消されていたと考えられる。

下層農民たちの生活を支える中心の稼業が小作である。中世の地侍層を出自とするような有力百姓（「大高持」）の土地を借りての小作経営は近世当初より存在したが、時期が下ると自らの土地を質地として差し出す質地小作制がさかんとする。

下層農民だけでなく、おおくの農民がかかわっていたのが「稼ぎ」である。深谷克己は「稼ぎ」を「農耕作業とはちがうが必要な諸雑業」と定義づけている。これについてはのちに詳しく見ていく。

賃労働Ⅱ「賃稼ぎ」も重要である。広い田畑を持ち「手作り経営」を行う「大高持」はもちろんのこと、米作のみで経営を維持できる限界程度の自作農家でも、時期によって労働力不足が発生した。住民間・親族間での労働力の融通もあつたが、多くは「無高」「水呑」などの労働力の購入によって労働力不足を解消していた。「村」に賦課される「役」なども下層農民の「稼ぎ」に位置づけることで、自作層からは実態として「役」を免れることが多かった。「賃稼ぎ」はわれわれが考える以上に大きな役割を持っていた。

「自分づかいから不慮なる稼ぎ」へ

前近代における農民は自給自足が原則であり、衣食住にかかわる物資は可能な限り自家で、あるいは「村」など周辺で調達していた。兵農分離によって、「村人」たちが「都市」へ去ったあと、米作などの農耕のかたわら、農耕以外の仕事にも従事する「住民」が存在することで、自給自足の欠乏分を補充した。さしたる特技をもたない農民も「自分づかいの稼ぎ」に取り組んだ。縄ない、糸取り、薪取り、炭焼き、ぞうりづくり、「魚取り」「貝拾い」、さらには大豆や小豆、野菜栽培のなど米作以外の栽培もある意味ではこれに含まれる。「慶安触書」で、「晩に八縄をない、たわらをあみ、…」で想定されていたのが「自分づかいの稼ぎ」である。

「自分づかいの稼ぎ」の剰余分は、当初は周辺への人々への贈与や交換に用いられ、つぎには一部が販売され、つぎには金銭を得て「渡世の足し」とする「不慮なる稼ぎ」へと発展した。鍛冶・木工・紙漉・木挽きなどの職人的な仕事に従事する農民が生まれ、たばこを栽培したり、紙すきや養蚕・機織り、製茶などを「余業」とするといった例が十七世紀段階、とくに後半から散見しはじめる。さらには「日雇稼ぎ」、城下での行商や露天販売、口減らしのための住み込み年季奉公などもおこなわれる。

「百姓成立」における「稼ぎ」について深谷克己は以下のように位置づける。

「重い年貢のもとで小農経営を維持するためには、村役人や上層農民からの借金も必要だし、領主の「御救」も必要だし、村内の農民同士の助け合いも必要だが、もう一つ、諸稼ぎによつて経営を助成していくことが必要だったのである。無年貢にしても稼ぎ仕事の収入を得させ、

「本途物成」といわれる基本の年貢を上納し続けられるような百姓を作らなければならぬ。百姓経営を「成立」させ、その土地にしっかりと「有付」け、しかる後に「取立」てるのでなければ、権力がよつて立つ社会の基礎

そのものが崩壊してしまふ」(深谷克己「川鍋定男」江戸時代の諸稼ぎ)「慶安触書」は「一、少ハ商心もこれ有りて、身上持ち上げ候様に仕るべく

候」とのべ、延宝七年十月三日の触書では「一、耕作常々精出し、作之間は男女ともに相応之稼いたす申すべく候」とのべている。「稼ぎ」からの収入に依存することで、実態として年貢納入が滞りなくおこなわれ、「百姓成立」が実現していることを、領主たちも理解していた。

「百姓成立」と「仁政」、百姓一揆

このように「農業専一の小百姓が米栽培によつて年貢を負担する」という理念型としての「百姓成立」は、実際には成立しなかったことがない。実際には、小作と借金、賃労働などの「稼ぎ」という理念型に反した要素の力を借りることで、自作のみでは経営が困難な小規模の「百姓」、「無高」「水呑」といった住民を含み込んだ「村」での「百姓成立」が実現、「村」という「袋」が完成していたのである。「袋」の中には様々な矛盾が詰め込まれていたのは見たとおりである。

しかし、「村」という「袋」の維持、実態としての「百姓成立」が、幕藩制社会が戦国期までの「村」の「万人が万人の狼」ともいふべき状態からの脱却という「社会契約」として成立した以上、領主側にとつても、百姓にとつても、守られるべきものであり、その枠の中での平和が保たれていたのである。つづれ百姓」を出さず「村」と「家」の平安と永続を維持し、そのかわりに滞りなく年貢納入を果たすことが「村」に集まった百姓と、領主の側の共通利害であり、「社会契約」であった。領主はこうした「社会契約」の遵守を求められた。「百姓成立」が困難となつた場合には、「御救」という形の「仁政」が求められ、「百姓成立」に支障をあたえる政策は「社会契約」に反する「不正」＝「苛政」であった。苛政に抗する百姓一揆は、「社会契約」の維持を求める「正義」として正当化され、「御百姓」を苦しめる領主は「天」理に反する所行として排斥される。しかし、百姓一揆という「自

力救済」は「社会契約」に反するものでもあり、一揆の首謀者は厳しい処分を甘んじて受け、百姓たちから「神」としてあがめられた。

「稼ぎ」への依存と広がり、質地小作制と小商品生産

十七世紀後半以降、幕藩体制の確立と並行して、全国的規模での商品流通網が整備され、日本列島が商品経済で結合されていく。こうした流れは、都市の商人たちの影響力を増大させるとともに、「稼ぎ」に依存する百姓の活動を場を広げることもあった。こうした「稼ぎ」での収入の拡大こそが「百姓成立」の条件でもあった。

多くの百姓にとって、経営が困難でありつづけたことは、いうまでもない。病気や死、家庭内の「不行跡」といった個人的家族的事情、水害・病虫害・冷害・日照りといった自然災害、さらに領主による政策変更といった事情でたやすく危機に陥り、年貢未進となった。領主の「仁政」に期待し「御救」を求め、こともあったが、多くは「村」という「袋」のなかで対応した。村役人をはじめとする有力百姓による「立替」で対応、やむを得ない場合には「村」の了解を得ての近郷や都市の金貸しへ土地を質入した。こうして、百姓の土地はしだいに有力百姓や金貸しの手に移っていった。元の持ち主は、その土地で小作として残り、利子を払い続けるか、いったん土地を手放した。こうして質地小作関係が広がっていく。

借金を重ね、ついには土地を失い小作となった百姓たちは、借金の返済や土地の回復のために、さらなる「稼ぎ」への依存を深める。

深谷克己は、十八世紀の「稼ぎ」を「余稼ぎ」「余業」「余作」「手間取り」の4つの方向で整理している。

自家用にもする薪・炭・藁・ぞうり・糸・織物などのわずかな余りを売りに出すことが「余稼ぎ」であり、ふつうの農家の大半がかかわっていた。

行商や街道筋での運送業、家の軒先の販売や小規模な店商い、農業の合間

の鍛冶・大工・桶屋・綿打・木挽・指物などの仕事、このような農民の商工的な「稼ぎ」が「余業」である。質屋・酒造・水車稼ぎなど地主や豪農などによる「稼ぎ」も存在する。兼業がすすみ、余業がメインとなる住民もあらわれる。あくまでも農村に住み、「農間」「作間」に営まれるものが中心である。

年貢納入や自家消費のためではなく、利益を得る目的での、小商品生産としての栽培・採取・加工という「稼ぎ」が「余作」である。楮・櫛・紅花・漆・木綿・桑・蜜柑・樹木などなどの徳用作物を栽培し、紙・蠟・糸布などに加工して売る。こうした「余作」は販売などの過程で必然的に都市・市場との結びつきを深める。村外の問屋や仲買商人との接触し、村や隣村の商人的な上層農民や地主豪農による組織化もすすむ。こうして貨幣経済の急速な浸透がすすんだ。こうした情勢は「村」の秩序を動揺させることになる。

「江戸時代の小商品生産は、生産者の側から見る限り、このような苦境の打開策としての稼ぎ仕事を起点とし、それに技術・肥料の進歩、生産地と需要地を結ぶ市場構造の発展によって生まれたのである。」（深谷等前掲書）

「村」の変化、商品経済の浸透と農民層の分解

農村における質地小作制の広がりは、家計補充と借金返済と土地の買い戻しのための資金需要を拡大させ、農民の「稼ぎ」への依存を進めた。中心は元手のかからない「手間取り」である。

経済の発展にともなう、労働力需要が高まると「手間取り」たちは「給金の高下を選」ぶようになり、賃金は高騰し、村での労働力供給が不足しはじめる。労働力供給の手段は労働力を購入する「手間稼ぎ」へとシフトしていた。「村」内の人間関係は、協力と協働から、「金」や「物」の関係へと変わりつつあった。

「小前」や水呑・無高といった人びと中からは「手間取り」の仕事が得にくく、賃金も低く、うだつのあがらない「村」を離れ、長期の「手間取り」や出稼ぎなどの形をとって都会へ流れ、そのまま住み着くものも現れる。こうして、江戸などでは都市下層民・雑業層が肥大化し、農村地区でも在郷町の形成拡大がすすんだ。他方、「村」では人口減少が続き、「枯村」が広がり、作り手のいない「手余地」が増加、領主に高請地を返却するといった事態も生まれた。

「村」にのこした人々も「米作」よりも収入を得られる「稼ぎ」への依存を高め、いく。こうしたなか、米作が困難な地域や長い農閑期を余儀なくされる地域などを中心に「余作」「余業」の中から「特産物」が生まれ、全国的流通網の発展と貨幣経済の進展の中で市場のシエアを拡大していく。

こうした特産物は、農民たちには「村」や「家」の困窮・荒廃からの脱却、生活上の可能性を高めるものであった。しかし、それは領主たちに新たな収入Ⅱ「略取」の道を手に入れるものでもあった。こうして、農民や領主は、ともに大きな収入を得られる特産物の開発、導入、育成などに注力する。こうして日本全国で特産物が生まれる。

特産物栽培は購入肥料の導入や新たな道具などを必要とし、新たな産業も発展させた。米納から銭納への移行がすすんだり、商品作物の収益で米を購入し米納年貢を支払う地域も現れた。こうして、「稼ぎ」への依存Ⅱ小商品生産の広がりによって、農村への貨幣経済はさらに浸透した。

特産品Ⅱ小商品生産の広がりには、農村へ市場原理が流入してきたことでもある。商品価格は市場の影響で激しく変動した。大きな収益が得られる反面、原価を大きく割り込み、大量の借金を抱え込ませ、廃業さらには経営破たん、「つぶれ」をもうみだす。とくに米を購入して年貢を支払っていた地域は米価の上昇にも悩まされることになる。天保大飢饉にもなつて発生した甲州郡内一揆はこうした地域で発生したし、幕末の世直し一揆の多くも、こうした地域で発生した。

商品作物栽培は世界的寒冷化や技術の未熟さから不作となることが多かった。新たな産地の登場は元の産地の地位を脅かし、供給過剰を生み出した。購入肥料の大量投入は栽培コストを確実に上昇させた。最大のリスクは、特産物の流通に、権力的介入し、収益を奪い取ろうとする領主や独占的特権商人の存在はであったかもしれない。新しい農業は、多くのリスクを抱えていた。

しかし、こうしたリスクに果敢に立ち向かい、成功を収め、多くの富を手に入れたものも多く見られた。かれらは、収益を土地に投下して手作り地を広げたり、地主化したり、マニファクチュアなどの形式をとる手工業など、新たな「余業」に進出し、「村」において旧来の村役人層に代わる新たな有力百姓（豪農）層を形成していった。

他方、没落していった多数の貧農も生み出した。こうして商品作物の導入によって農民層分解が加速、没落したものは「手間稼ぎ」と小作によって生計を成り立たせようとした。他方、新たな稼ぎを求めて都市をめざすものも増加した。江戸などでは住宅問題や食料不足などの都市問題が深刻化、物価上昇などに反対する都市下層民による「打ちこわし」が頻発、幕府などはその対策に頭を悩ました。

とくに、非領国地域が広がる関東地方では、農業の破たんて村を離れるものが急増、「渡世人」「無宿人」となり、各地で賭場を開き、抗争を繰り返し、複雑な領有関係を利用して巧みに取締を逃れた。治安の乱れが表面化し始めた。

「専売制」と百姓一揆の激発

農村における小商品生産の発展と様々な矛盾の発生は、「米納年貢を原則とする農耕専一の民」といった理念的な百姓像の変更を領主層に迫った。この原則に立つて小商品生産の流入の拡大を抑制しようとする改革をめざす領主がい一方、小商品生産の発展の成果を吸収しようという動きも生まれてきた。後

者の動きを代表するのが20世紀後期の田沼意次政権であり、この時期に進んだ専売制度の導入である。

「特産物」にたいする需要は領主層には歓迎すべき新たな財源であった。こうして、特産物生産への保護・育成策を取る一方、特産物生産の収益を専売制度など重商主義的な手法によって奪い取るうとした。

「米」の収穫の多くを年貢として差し出す代わりに、裏作や諸「稼ぎ」の大部分は百姓の取り分として保障することが「百姓成立」の前提であった。専売制度などはこの前提・原則に反することであり、「社会契約」を踏みにじる政策であった。田沼時代に急増した百姓一揆が問題にしたのは、この「社会契約」に反する政策の導入であった。同時に百姓たちは天明の大飢饉を前に、「仁政」の原則によつて当然実施されるべき「救米」を要求した。領主が説いてきた「仁政」の論理、「百姓成立」の原則に照らして一揆を起したのである。支配者の論理である「仁政」イデオロギーにもとづいて自分たちこそが正義なのだ主張したのである。「社会契約」を破棄した「不正」の領主が、倫理的に正当な「御百姓」に銃を向けることは「天」が許さない行為であった。

しかし、多くの大名は、こうした百姓一揆を力で圧殺することによつて特産品への専売制を導入した。しかし、このことは領主側が、みずからがよつてた「仁政」イデオロギーに反することであり「社会契約」を破棄したこともあった。

「百姓成立」への回帰とその限界

天明の大飢饉にともなう百姓一揆やうちこわしの増加を、「仁政」イデオロギーにもとづく幕藩制の危機と認識し「百姓成立」への回帰をめざしたのが、松平定信による寛政改革であった。定信は「仁政」Ⅱ「百姓成立」原則などを実効性のある政策として回復しようとした。「百姓の奢侈」を禁じ、「商品作物の栽培を制限」「米や雑穀の作付け」をもとめるなど、寛永期を思わせる時代錯

誤とも思える触書を出し百姓らに勤勉と儉約を求めた。間引きの禁止、「出稼ぎ制限」と都市人口の農村回帰をはかる「旧里帰農令」などで農村人口の維持・回復をめざした。さらに、領主による「仁政」の象徴ともいえる「救米」を、「囲い扱」Ⅱ「社会」によつてシステマ的に整備する。「貯穀令」は、主に「村」の有力者に「穀物」を積み立てさせ、非常時に備えさせ「村」の扶助構造の再建をはかるものであった。

「百姓成立」の再建という問題意識は、定信だけでなく、寛政・文化期の改革派領主、そして農村の荒廃と村方騒動の激発にみまわれた村役人層に共通したものであった。この時期、「地方凡例録」などの書物がつくられたことは、この時代の意識をよく示している。

しかし定信の「百姓成立」再建の政策は、「米納年貢による農耕専一」というすでに破たんした原則の上で、破たんをくいとめようとする社会政策であった。この時期、「百姓成立」は商品生産という市場経済の原理の上でかろうじて支えられていた。領主財政も「米納年貢」だけでなく、「社会契約」に反する「略取」である専売制に大きく依存し、貨幣悪鑄や藩札発行といった通貨政策や領内の商人に課せられる「都合主義的な「御用金」などによつて支えられていた。領主側から「仁政」を行う財政余裕はなくなりつつあった。

そもそも、公的な財源が自作農民の米作に依存し、商工業への課税は原則としたなされないという前近代的な財政が、急速に市場経済化をすすめる時代とマッチしなくなっていた。急速に富を蓄えつつある商工業への課税は、「御用金」などといった臨時的な借用などでなされ、ひどい場合には無実の罪を着せて財産を没収するといった「都合主義的な形」でなされた。しかし財源を新たな経済活動から広く求めるという手法は、幕藩制的な秩序からは認めがたいものであった。幕政における田沼意次と松平定信の確執はここから生じていた。定信が勝利し「百姓成立」原則の再確認し回復を目指したことは、幕政が、新しい時代に即した財政・経済政策をとりえないことを示したようにも見える。「農耕専一

の民による米納年貢」を原則とする租税方針の変更は明治政権の成立をまたねばならない。

村方騒動の激化と豪農Ⅱ村役人層

江戸中期まで、村役人として「村」のリーダーをつとめてきた多くは、戦国期の土豪武士に起源を持つ「草分け」的な存在であり、広い土地と隷属農民や小作農民を従わせる大高持百姓であった。財力とともに、高い知的・文化的水準にあり、他の「村」の村役人、藩内外の「武士」たちともパイプを持っていた。学問や趣味などを通して全国的なネットワークをもつものもいた。このような権威と財力、情報文化、人間関係、さらに領主の信任などを背景に、隔絶した地位をもち、「特権を当然とする意識があり、公私未分離のまま、村の共同体を慣行的に掌握していた」（津田秀夫）。

ところが、19世紀とくに化政期になると、村役人による不明朗な年貢割^{わり}付や村入用の使途、共有財産管理の公私混同などへの批判から村方騒動が頻発、村役人の交代や「入れ札」Ⅱ公選による村役人の選出をもとめるといった村の「民主化」をめぐる動きが活発化した。

「村」の中で農民層分解がすすみ、百姓の没落がすすみ無高層が増加する一方、商品栽培や手工業などを背景とした新興の有力百姓が台頭してきたこと。商品経済の進展によつて、一般の農民も「村」外とのつながりを強めたこと。寺子屋など庶民教育の広がりによつて得られた知識が意識を変化させてきたことなどが指摘できる。こうした事態は、これまでは当然とされてきた「村」のあり方や伝統的な「村役人」支配が問い直された。「村役人」層として選ばれる大高持たちにとつては、「百姓成立」の実現のためのより緊張ある「村」運営を強いられることを意味することでもあった。

こつして、村役人層による「百姓成立」Ⅱ秩序の維持と回復をめぐる苦闘が

始まる。

19世紀前半の情勢と村役人層

文化2年(1805年)、「関東取締出役」(「八州廻り」)が設置された。このことは、非領国地域において、「公儀」権力につながる個々の領主権力が、治安維持の機能を果たせなくなったこと、旧来の「公儀」システムでは秩序を維持し得なくなつたことを意味していた。そのため、幕府が、個々の領主権を無視する形で、直接、治安維持に乗り出さねばならなくなったのである。こうせねば「百姓成立」の根本としての「治安維持」が維持できなくなつたのである。

これと並んで、関東では、幕府の指示のもと、「組合村」が編成される。幕府は、領主にかかわらず領域的に村々を組み合わせて「組合村」をつくり、「村」同士の結びつきに依拠し、村役人層を前面にたてて、崩壊しつつある地域の統治と治安維持の再建をすすめようとした。

同じく非領国地帯の出羽・村山地方では、18世紀末期以来、粗悪な銭の流入阻止や米穀の郡外流出を阻止するために、代官所とも結んで、各村の代表による申し合わせ(「郡内議定」)を定め、代表(「郡中惣代」)選出・会議開催、村を越えた連合体を結成した。

やはり、非領国地帯である大坂周辺では、住人の多くが関係している綿花や油の特権商人による独占と独占価格に反対していた。これをうけ、各村の村役人たちは、「村」が自主的に連合組織を結成、国訴を起こして幕府に訴え、ついに綿花の流通独占を打破した。摂河泉の1000をこえる「村」が、各「村」や地域の課題にたいし、村や領主の枠を越えて、合法的に訴えたのである。

このように、非領国地帯では領主権の衰退がすすみ、「村」とくにそのリーダーたちが連合し、自分たちが地域の問題を解決するという方向を強めていった。天保改革における「上知令」は、領主支配の機能が失われつつある非領国地

方を幕府が立て直すという意図をもっていた。しかしこの政策は、地域に利害を持つ領主たちの反発を買った。百姓たちの反発もかった「三方領地替え」とともに、大失敗に終わることとなった。これにより、権力の強化をめざした改革は、幕府の転封権すら行使できないことを白日の下にさらし、「公儀」権力の崩壊を示す出来事となった。

寛政の改革は「百姓成立」を枠組みを形式的には再建した。しかし、その内実は、まず領主側で崩れつつあったのである。

他方、財政難に陥っている国持、準国持大名らの領国地域では、非領国地域とは逆に、領国経済の自立化をすすめていた。多くの藩は領内でのみ通用する「地域通貨」藩札を発行し、通貨の面で自立をめざした。阿波藩は特産の藍を藩直営で販売、姫路藩は木綿を直接江戸で販売するなど、全国的流通網に対抗して、藩による「産直」をすすめた。

経済的自立から、政治的な自立の傾向をすすめる天保期の改革に成功した諸藩が、幕末期に雄藩として出現したのは有名な話である。

こうした改革の中で、諸藩は、年貢増徴をすすめたり、藩営事業や専売制などによつて、小商品生産＝「稼ぎ」の成果を奪い取り、流通網の掌握といった手法を駆使した。これにたいし、「村」のリーダーである村役人や豪農たちは、大名権力との間で複雑な対応を行う。藩と対抗して領主と対抗、場合によっては一揆を組織したり、逆に一揆に走ろうとする村人を抑えようとして打ちこわしにあつたり、あるいは改革に積極的に協力したり。領主と「村」の農民、さらに自分たちの階級的利害もからみ、苦悩する村役人＝豪農層の姿を見ることができると。

幕末動乱期の中の豪農＝村役人層

幕末になると、どの村でも「余作」「余業」といった兼業が半数をはるかに超えるようになる。先進地域では無高やごく小さな持高の百姓が、100人を越える

労働者を雇うという状態も生まれた。「日用稼（ひようか）」は賃金の「高下」によつていろいろな地域に賃稼ぎにいき、「村」への帰属意識が薄らいだ。さらに、いろいろな地域の情報を「村」にもたらした。村役人を輩出する豪農自身も、「村」内外の住民を小作人（せうじん）としたり、「余業」「余作」の労働者として雇用するなど、村の中に、借関係、地主小作関係、資本労働関係などがもちこまれた。「住民」と村役人、村役人を支える豪農との関係はいつそう微妙となる。

こうしたなか、「村役人」らは「百姓成立」＝「村」秩序の維持の努力をつづけていく。自らの土地を質入れしての「村」の年貢を支払つたり、大坂近郊の村役人がいたり、二宮尊徳を招いて「儉約と勤勉」をもとめる住民に対する民衆教化を進めたり、大原幽学（おほはらゆうがく）のもと産業協同組合ともいふべき「先祖株組合」を設置しようとしたり、大蔵永常（おほくらながつね）にまなんで商品作物技術の導入をすすめるなど、様々な手法で「村」を再生をはかろうとする。

先に見たように、関東や出羽（でわ）では治安が悪化し統治困難になつた地域を、「村」同士の協力によつて回復する動きも見せる。

こうした努力にもかかわらず、各地で村方騒動は発生し、一揆とくに幕末期の世直し一揆においては村役人や有力農民らが標的とされ、さんざんに打ち壊される事態も発生した。関東では、これに対抗し治安を守るため、村役人層が中心となつて「農兵」などを組織している。

こうしたなか、村役人層の政治意識は鍛えられ、幕藩体制のありかた自体に疑問を持ち、それに代わる秩序を求める動きもでてきた。豪農＝村役人層の中に、国学や水戸学が広がり、幕藩体制を相対化し、幕府を越えるナショナルな存在としての天皇に結びつこうとする尊王論もひろがった。村を離れて草莽（そうぼう）の志士として活躍するものもでてきた。新撰組や奇兵隊、戊辰戦争において各地で出現した「草莽隊」などに参加し、身分上昇をはたそうとした中心ともかからなかった。「年貢半減」「官軍先鋒」を唱え、東山道をすすんだ相良総三（さがらそうざう）ら「赤報隊」をささえたのも彼らであった。

他方、開港に際して、ただちに地域で大量の生糸などを買い集め、横浜に持ち込み、多額の収入をえたのも彼らであった。

幕末の騒乱において、豪農たちもおおきな役割を果たした。

戊辰戦争と地租改正と「百姓成立」の崩壊

明治初年の戊辰戦争では、各地で「村役人」らに率いられた「草莽隊」が結成され、新政府軍として戦闘に参加した。列藩同盟側の中心、庄内藩でも百姓たちは「農兵隊」として組織され、新政府軍と戦った。それ以外でも、両軍は、百姓たちを戦闘に、軍役に徴発した。戦闘に巻き込まれて命を失うものも現れた。戦国時代を髣髴とさせる、放火や略奪にかかわった百姓兵たちもいた。

最新鋭の銃で武装した最新・最強の幕府陸軍の兵士の多くは、「日用層」とよばれる賃稼ぎの元農民たちであった。

戊辰戦争の過程の中で、「軍役を負い、軍事力の担い手」かつ「政治権力の担い手」であったはずの武士は、すでにその役割を果たせなくなることが明らかにした。「百姓」も「農耕専一の民」という身分的な位置づけを越えて、軍事的、政治的役割を担った。

「戊辰戦争による軍事動員では、近世の本来のありかたである軍役を通じて武士の動員という形では行われなかった。」「政治的に活発化した武士以外の身分の人びとも戦争に参加した。つまり、戊辰戦争において、近世身分制社会の基本単位となっていた『袋』が敗れてしまったのである」（松沢裕作「自由民権運動」）

「百姓成立」における「社会契約」は過去のものとなりつつあった。グローバルスタンダードとしての主権国家体制Ⅱ「万国公法」体制への参加をめざす明治政府は、「四民平等」の名の下に、近世的な「身分制」廃止などの改革をすすめる。

明治6年、地租改正事業が開始される。これに先立ち、これまでの年貢納入者

には地券の交付により土地所有権が付与され、土地の売買が解禁された。そして地租改正では、税の納入責任は地券が与えられた土地所有者個人となり、村が年貢を一括して支払う「村請制」が廃止された。年貢を払えない「百姓」を扶助するセーフティネットが取り払われた。村役人や「大高持」が「村」の「年貢未進」分を立替える必要もなくなったし、とくに期限がきれている土地を返すという裏ルール（「無年季的質地割り戻し慣行」）も消滅した。こうして「百姓成立」は消滅、村役人や豪農たちは「百姓成立」という長い束縛から解放された。

牧原憲夫のいい方を借りると「強者としての責務」から解放され「傲然自恣」になれることであった。牧原はいう。

村議定が効力を持った背景には、「百姓相続」という身分制の大義名分と年貢の納入責任を村単位に設定した村請制があったが、いずれにせよ、こうした富裕農民と小農民双方の『私益』のせめぎ合いの中で、村の公共性が優越したところに近世農村の特質があった。ところが、地租改正の結果、土地所有者に排他的・絶対的な「権利」が与えられた。地主は自由に小作料を決め、滞納者の土地を取り上げ小作人を替えることが可能になった。地租納入も所有者の個人責任となり、滞納者は容赦なく財産の差押えⅡ公売処分に付された。かつてのような村役人等が立て替える必要もなくなった。明治以降の地主制の拡大と地主の小作人に対する圧倒的な優越性は、したがって封建的なものでなく、小前一同の干渉を排除し富者の責務を否定した近代的土地所有がもたらしたものである。（牧原憲夫「客分と国民のあいだ」）

「百姓成立」Ⅱ「百姓相続」がうしなわれたことは、多くの農民にあらたな試練をもたらした。地租を払えないことは、農民が経営に失敗したことを意味し、それは「自己責任」と見なされるようになった。その結果、土地は競売にかけられ、

次々と地主たちの手にわたっていった。政府が、農業経営に不可欠な「村」の入会地を無主地として没収、国有地化したことは、農業経営を困難にした。

「近代的土地所有制度」というグローバルスタンダード、冷酷な近代の法律と資本主義的な市場原理が多くの農民に与えたものは、「セーフティネット」としての『村』Ⅱ「百姓成立」からの『自由』であり、「没落していく『自由』」でもあった。

明治十年代後半の松方まつかたデフレは「村」の中核層であった自作農へ強いダメージを与えた。土地を失って小作に転落するものや都市へ流出していくものも多かった。これに対抗して、困民党に参加し、「仁政」をもとめようとしたが、明治政府や明治の金融機関にはそのような考えはなかった。村の有力者たちにもそのような考えを持つものは少なかった。一八八四(明治十七)年の秩父ちちぶ事件は、こうした社会に対し、没落しつつある農民が、仁政と「百姓成立」をもとめて起こしたものであった。牧原憲夫によるとこうした「仁政」への熾火おきびがふたたび起こったのが1908年の米騒動であったとしている。

他方、かつての村のリーダーたちは、これまでの身分的束縛から自由となり、政治や社会の中核への道を歩むことになる。あるものは開かれた政治をめざして自由民権運動に参加した。松方まつかたデフレをさうかずに、没落していく農民の土地を集積、農業経営からも手を引き寄生地主の道を歩むものも多かった。小作料収入を商工業に投資することで日本の産業革命を支え、高等教育をうけて、産業界や官界、学界などに進出した。そして明治憲法体制下では、没落していった農民たちの上に寄生地主として君臨し、「三新法」などによって整備された地方政界や中央政界において「地方名望家」の代表として地域住民の上に君臨した。かつての「百姓成立」は、近代という時代の中で大きく変貌を遂げていったのである。

おわりに

柄谷行人は、「略取と再分配」という交換段階における「国家」の発生を次のように記している。

「国家の基盤は何よりも暴力的収奪にあるのですが、それが一次的なものではなく永続的かつ拡大的であるためには、むしろ被支配者を保護し育成しなければならぬ。国家は、他の国家からの略奪に対し、共同体を防衛します。また、積極的に「公共的」事業を興す。たとえば、灌漑のような大がかりな事業です。もちろん、それは、農業共同体からの賦役と貢納(租税)を確保するためになされるのですが、被支配者は、支配者の仕事を贈与として受け止め、賦役や納税をそれに対するお返しとして受け取る。そこに一種の互酬の擬制が成立するわけです。また、共同体の間で葛藤・対立があるとき、国家はそれを調停し制御します。かくして、国家は公共的あるいは理性的であるという観念が生じるのです。」(『世界共和国へ』)

この文章は近世日本のスケッチとして示されたものではないし、柄谷も本レポートのような視点から近世は描いてはいない。本レポートも柄谷の「日本史像」(とくに「帝国の構造」第七章)とは視点を異にしている。しかし、かれが描く「略取」という交換段階における「国家」のあり方は、近世とくに江戸期の国家のあり方と「百姓成立」を見事なほどに言い表しているように思われる。

このように「百姓成立」は交換様式B「略取と再分配」という交換段階に典型的な支配Ⅱ被支配の姿を取ったものであった。しかし、実際の「百姓成立」が「稼ぎ」によって補完されていたように、交換様式C「商品交換(貨幣と商品)」に補完されることで成立したものであった。

しかし、十八世紀になつて、「稼ぎ」の依存、つまり交換様式C「商品交換(貨幣と商品)」が農村へ浸透してくると、そこではマルクスが資本論でしめした「資本の原始的蓄積」の過程、「農民を生産手段(土地)から引きはがす過程」が緩慢に、しかし着実に進行しはじめる。江戸期の中期は、「生産手段からの自由」

「共同体の束縛からの自由」という二つの自由をもった農民が形成され始めてきた。

こうした「原始的蓄積」の進行に抗して、交換様式Bにもとづく農業共同体の維持をはかろうとしたのが「百姓成立」のもう一つの姿であった。それを政策的に表現したのが、松平定信に代表される寛政期の改革であった。しかし、それは資本制的生産様式Ⅱ交換様式C「商品交換(貨幣と商品)」の発展によって促された以上、時代錯誤的な「重農主義」の側面を持たざるを得なかった。

しかも十八世紀末のロシア使節来訪にみられるように、この時期は交換様式C「商品交換(貨幣と商品)」に基盤をおく「主権国家体制」と「世界Ⅱ経済」が、世界全体を覆い尽くそうとした時期でもあり、日本もこうした動きと向き合うことを余儀なくされた時期であった。

こうした危機感に領主階級のみならず、国学や水戸学などを通して村の指導者層にも共有され、地域秩序の崩壊、村内の「百姓成立」の変質と困難とあいまつた「内憂外患」として意識させた。

1959年に始まる開港、「世界Ⅱ経済」(世界資本主義と主権国家体制への本格的な包摂は「略取と再分配」を原則とする近世国家のあり方を否定した。そして幕末維新の動乱をのりきった明治政権は、欧米的な「近代的主権国家」モデルの採用を余儀なくされる。そのことは、「仁政」イデオロギーによって「百姓成立」を保障するといった「互酬の擬制」を排除し、「法」と「貨幣」による近代的な冷徹な原理によつて「村」とかつての「百姓」たちを取り扱うものであった。そして村のリーダーたちは、交換様式C「商品交換(貨幣と商品)」の原理の下に、寄生地主Ⅱ「名望家」支配というあらたな「村」と「地域」支配を実現していくことになる。

参考文献

水林彪

谷克己

- 「封建制の再編と日本的社會の確立」山川出版社1987、深
- 「江戸時代」岩波書店2000
- 「士農工商の世」小学館1988
- 「百姓成立」塙書房1993

「百姓一揆の歴史的構造」校倉書房1979

「深谷克己近世史論集」(一)③校倉書房2009

深谷克己・川鍋定男「江戸時代の諸稼ぎ」農山漁村文化協会 1988

黒田基樹

「百姓から見た戦国大名」筑摩書房2006

藤木久志

「豊臣平和令と戦国社会」東京大学出版会1985

渡邊忠司

「刀狩り」岩波書店2005

藤田覚

「近世社会と百姓成立」思文閣出版 2007

津田秀夫

「松平定信」中央公論社1993

白川部達雄

「幕末から維新」岩波書店2015

渡辺尚志

「天保改革」小学館1975

松沢裕作

「近世の百姓社会」吉川弘文館1999

牧原憲夫

「百姓たちの幕末維新」草思社2012

稲田雅洋

「百姓たちの江戸時代」筑摩書房2009

柄谷行人

「幕末地域社会の変貌」(『講座明治維新7』有志舎2013)